

付表 1

固定資産明細書

新産業創出等推進事業施設等			取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額 円	帳簿価額 円	耐用年数	※ 決定価格 円	摘要
種類	細目	数量							
機械装置	〇〇〇加工機	1	R〇. 8. 20	R〇. 8. 20	10,000,000	9,325,000	10		機械番号 1
機械装置	〇〇〇プレス機	1	R〇. 8. 20	R〇. 8. 20	15,000,000	13,987,500	10		機械番号 2
機械装置	〇〇〇取付機	1	R〇. 8. 20	R〇. 8. 20	7,200,000	6,714,000	8		機械番号 3
機械装置	〇〇〇組立機	1	R〇. 8. 20	R〇. 8. 20	5,000,000	4,662,500	8		機械番号 4
機械装置	〇〇〇鑄造機	1	R〇. 8. 20	R〇. 8. 20	4,000,000	3,730,000	8		機械番号 5
	計				41,200,000	38,419,000			

・この固定資産明細書には、課税免除の対象となる設備のみ記載してください。

・生産設備配置図、従業員在籍調查明細書と一致します。

記載上の注意

- 「新産業創出等推進事業施設等」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の2第1項の表の第3号の第5欄、第17条の2の2第1項の表の第3号の第5欄若しくは第25条の2の2第1項の表の第3号の第5欄に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物その他の減価償却資産で東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の2の2第4項、第17条の2の2第4項若しくは第22条の2の2第4項に規定するもの又は同施行令第13条第3項若しくは第18条第3項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第3条の5若しくは第6条の5に規定する減価償却資産のうち、事業の用に供されているものをいう。
- 「※決定価格」欄は、記載しないこと。